

平成 28 年 5 月 11 日
株式会社日本政策金融公庫

**平成 28 年熊本地震により被害を受けた農林漁業者の皆さまに対する
特例措置の取扱いを開始**

日本政策金融公庫（略称：日本公庫）は、平成 28 年熊本地震により被害を受けた農林漁業者の皆さまに対して、既に特別相談窓口等を設置し、ご相談を受け付けていますが、5 月 9 日付けで下表のとおり、災害関連資金における貸付限度額の引き上げ、金利負担軽減措置、実質無担保・無保証人貸付の特例措置の取扱いを開始しました。

日本公庫は、このたびの地震により被害を受けた農林漁業者等や中小企業・小規模事業者の皆さまからのご融資やご返済に関する相談に、政策金融機関として、引き続き、迅速かつきめ細かな対応を行ってまいります。

【特例措置の内容】（詳細は別紙参照）

特例措置の内容	対象者
<p>「農林漁業セーフティネット資金」及び「農林漁業施設資金（災害復旧施設）」の貸付限度額を引き上げます。</p> <p>※詳細は別紙：参考 1</p>	<p>平成 28 年熊本地震により影響を受けた以下の要件を満たす方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人の罹災証明書が確認できる農林漁業者（<u>直接被災者</u>） ・重要な取引先（出荷先、資材調達先等）の罹災証明書が確認でき、かつ、その取引先の被災の影響で、売上の減少などが一定水準以上になることを確認できる農林漁業者（<u>間接被災者</u>）
<p>「農林漁業セーフティネット資金」等の災害関連資金について、金利負担軽減措置及び実質無担保・無保証人貸付の取扱いを開始します。</p> <p>※農業者の皆さまに対する詳細は別紙：参考 2 ※漁業者の皆さまに対する詳細は別紙：参考 3</p>	

（注）特例措置の内容に応じて、対象者及び適用対象となる期間が異なります。本措置内容に関する農林漁業者の皆さまからのお問い合わせについては、本店農林水産事業本部（フリーコール：0120-926478）及び各支店農林水産事業で受け付けています。

【参考1:農林漁業者共通の特例措置内容】

措置の内容	対象資金	貸付限度額〔括弧内は現行の取扱い〕
貸付限度額の引き上げ	農林漁業セーフティネット資金	一般：1,200万円〔600万円〕 特認：年間経営費の1年分又は粗収益の1年分に相当する額のいずれか低い額〔同3か月分〕(※)
	農林漁業施設資金（災害復旧施設）	負担額の100%又は1施設当たり1,200万円のいずれか低い額 〔負担額の80%又は1施設当たり300万円 (特認600万円・漁船1,000万円)のいずれか低い額〕

(※) 簿記記帳を行っている方に限り、経営規模等から融資限度額の引き上げが必要と認められる場合に適用されます。

【参考2:農業者向けの特例措置内容】

措置の内容	対象資金
金利負担軽減措置 右記の災害関連資金について、公益財団法人農林水産長期金融協会が借入者に利子助成することで、貸付当初5年間の実質無利子となります。	①農林漁業セーフティネット資金（農業を営む者に貸し付けられるものに限る） ②農林漁業施設資金（農業を営む者又は農業を営む者の組織する法人に貸し付けられるものに限る） ③農業基盤整備資金 ④農業経営基盤強化資金（安定化長期資金を除く） ⑤経営体育成強化資金（再建整備資金及び償還円滑化資金を除く）
実質無担保・無保証人貸付 右記の災害関連資金の融資に際しては、融資対象物件担保や同一経営の範囲内の保証人以外はいたしません。	①農林漁業セーフティネット資金（農業を営む者に貸し付けられるものに限る） ②農林漁業施設資金（農業を営む者又は農業を営む者の組織する法人に貸し付けられるものに限る） ③農業基盤整備資金 ④農業経営基盤強化資金（安定化長期資金を除く） ⑤経営体育成強化資金（再建整備資金及び償還円滑化資金を除く）

【参考3:漁業者向けの特例措置内容】

措置の内容	対象資金
金利負担軽減措置 右記の災害関連資金について、公益財団法人農林水産長期金融協会が借入者に利子助成することで、貸付当初5年間の実質無利子となります。	①農林漁業セーフティネット資金（漁業を営む者に貸し付けられるものに限る） ②農林漁業施設資金（漁業を営む者に貸し付けられるものに限る） ③漁業経営改善支援資金 ④漁船資金
実質無担保・無保証人貸付 右記の災害関連資金の融資に際しては、融資対象物件担保や同一経営の範囲内の保証人以外はいたしません。	①農林漁業セーフティネット資金（漁業を営む者に貸し付けられるものに限る） ②農林漁業施設資金（漁業を営む者に貸し付けられるものに限る）